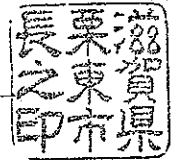




栗新駅 7 2 号
平成 2 0 年 8 月 4 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子 様

栗東市長 國 松 正



栗東新都心土地区画整理事業の中止への対応について (要望)

時下、貴職には益々ご精励のこととお慶び申し上げます。

さて、既にご承知のとおり新幹線新駅設置の中止に伴い、新駅と一体に進めてきた栗東新都心土地区画整理事業の取り扱いについて、施行者として栗東新都心土地区画整理事業現行計画検証有識者会議での検証や滋賀県公共事業評価監視委員会に審議をいただき、事業目的を喪失するなどから事業継続は困難であり、中止が妥当との意見を受けました。

このことから、今後本市は、本事業の取りやめにかかる所要の事務手続きを進めてまいりますので、県において円滑かつ早期に認可をいただくよう改めて要望します。

また、併せまして以下の3点を要望します。

- ①速やかに土地区画整理法第76条に基づく建築行為等に対し制限緩和の運用による許可が図れるよう対応すること。
- ②本事業の取りやめに併せて、都市計画の変更等に対し速やかに対応されること。
- ③地権者との信頼関係の構築および社会的な責任に鑑み、地域の新たなまちづくりに向けた調査・検討等について積極的に取り組まれること。